

## さいたま市告示第1796号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

さいたま市長 清水勇人

### 1 組合の名称

さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合

### 2 事業施行期間

平成7年12月22日から令和13年3月31日まで

### 3 施行地区

さいたま市南区大字大谷口字向原、字細野、字明花の各一部

さいたま市南区大字太田窪字善前北、字善前南の各一部

さいたま市南区大字太田窪字向原の全部

### 4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

### 5 設立認可の年月日

平成7年12月22日

### 6 公告の方法

第68条「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」を「事務所の掲示場」に変更する。

### 7 変更認可の年月日

令和7年12月2日

### 8 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 都市局 まちづくり推進部 市街地整備課 区画整理係

(2) 電話 048(829)1465